

第3章. 上水道編

第6節 資 料

1 水道料金の変遷

【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用				
	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円																							
昭和 21. 4. 1	10	2	0.17		10	2.8	0.2	36	5.4	0.11					10	3.5		1	0.09								
22. 4. 1	10	4.5	0.38		10	6.5	0.45	36	9	0.2				10	8		1	0.2									
23. 1. 3	10	30	3		10	43.5	4.35	36	60	1.65				10	55	5.5	1	1.3									
24. 4. 1	10	60	7		10	87	9	36	120	4				10	130	12	1	3									
26. 4. 1	10	90	9.2		10	150	15	40	240	8				10	300	30	1	5									
27. 4. 1	10	110			10	200		40	300					10	500		1	8									
28. 4. 1	10	180	23		10	220	25	100	1,000	12				10	500	60	1	10					5人 まで	180	35	10	160
29. 5. 1	10	230	25		10	250	25	100	1,700	20	100	2,400	25	1	30	50	1	20					5人 まで	230	40	10	200
39. 4. 1	10	285	30		10	310	30	100	1,700	20	100	2,400	30	1	40	60	1	20									
44. 4. 1	10	385	45		10	420	50	100	2,300	30				1	70		1	20									
50. 8. 1	10	560	75		10	560	95	100	4,100	60				1	175		1	35									
55. 4. 1	10	630	90		10	630	115	100	4,600	70				1	210		1	40									
59. 4. 1	10	800	120		10	900	180	1	85					1	300		1	60									
63. 4. 1	10	980	145		10	1,100	220	1	100					1	370		1	70									
平成 4. 12. 1	10	1,330	200		10	1,500	310	1	135					1	515		1	95									

種別	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用	
	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円
12. 6. 1	10	1,300	190		10	1,300	195	60mを超え80mまでの部分	240		80mを超え100mまでの部分	280	100mを超える部分	310										
15. 4. 1 (新設)	10	1,300	190		10	1,300	195	30mを超え60mまでの部分	240		60mを超え80mまでの部分	280	100mを超え300mまでの部分	310										

工場用料金以外は上段と同じ

旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)						
	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金		基本水量 ㎡	料金 円	超過料金		基本水量 円	超過料金 円					
平成 4. 4. 1	10	1,100	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	15㎡を超え 54㎡までの 部分	35㎡を超え 84㎡までの 部分	55㎡を超え 84㎡までの 部分	85㎡を超え の部分	1㎡につき 10㎡までの 部分	11㎡を超え 30㎡までの 部分	31㎡を超え 60㎡までの 部分	61㎡を超え の部分	100	6,710	130
8.11.1	10	1,175							140	140			100	7,475	140
12. 5. 1	8	1,100	150	150	160	160	170	170	20	2,000	150	160	100	8,625	170
16. 5. 1	8	1,100	180	190	200	210	220	220	20	2,000	190	210	100	8,625	220

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)	
平成 18.4.1	一般用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分
		10	1,300	190	195
平成 18.4.1	工場用	※上表からの読み替え (大和地区) 80㎡を超え85㎡未満の部分		155㎡を超える部分	280円
		85㎡を超える部分		220円	310円
		㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分
		10	1,300	190	195
	湯屋用	1	135		
	福祉用	1	95		
	臨時給水用	1	515		

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)	
平成 19.3.1	一般用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分
		10	1,300	190	195
平成 19.3.1	工場用	※上表からの読み替え (大和地区) 80㎡を超え85㎡未満の部分		155㎡を超える部分	280円
		85㎡を超える部分		220円	300円
		㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分
		10	1,300	190	195
	湯屋用*	1	135		
	福祉用	1	95		
	臨時給水用	1	515		

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用することをいう。

【旧簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)																					
	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金		基本水量 ㎡	料金 円	超過料金		基本水量 ㎡	料金 円	超過料金																			
平成 10.12.24	10	1,175	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	140	140	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	20	1,875	140	11㎡を超え 30㎡までの 部分	100	7,475	140															
12. 5.1	8	1,100		150	160	170	160	150	20	2,000	160	170	100	8,625	170															
16. 5.1	8	1,100		180	190	200	210	190	20	2,000	200	210	100	8,625	220															
改定日	種別	基本水量	料金	超過料金		超過料金 (円/㎡)		超過料金 (円/㎡)		超過料金 (円/㎡)		超過料金 (円/㎡)		超過料金 (円/㎡)																
平成 18.4.1	一般用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	80㎡を超え 84㎡までの部分	10	1,300	190	190	80㎡を超え 84㎡までの部分	10	1,300	190	190	80㎡を超え 84㎡までの部分	10	1,300	190	190		
				30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	60㎡を超え 80㎡までの部分	10	1,300	190	190	60㎡を超え 80㎡までの部分	10	1,300	190	190		
		10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	60㎡を超え 80㎡までの部分	10	1,300	190	190	60㎡を超え 80㎡までの部分	10	1,300	190	190	60㎡を超え 80㎡までの部分	10	1,300	190	190
		湯屋用	1	135																										
福祉用	1	95																												
臨時給水用	1	515																												

種別 改定日	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)																					
	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金		基本水量 ㎡	料金 円	超過料金		基本水量 ㎡	料金 円	超過料金																			
平成 19.3.1	10	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	10㎡を超え 30㎡までの部分	190	190	10㎡を超え 30㎡までの部分	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190		
平成 19.3.1	工場用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	10	1,300	190	190	10㎡を超え 30㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190		
				30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	60㎡を超え 80㎡までの部分	10	1,300	190	190	60㎡を超え 80㎡までの部分	10	1,300	190	190		
		10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	10	1,300	190	190	60㎡を超え 80㎡までの部分	10	1,300	190	190	60㎡を超え 80㎡までの部分	10	1,300	190	190	60㎡を超え 80㎡までの部分	10	1,300	190	190
		湯屋用	1	135																										
福祉用	1	95																												
臨時給水用	1	515																												

富士南部簡易水道事業 (1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	一般用													
	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金											
平成 16.4.1	8	1,000	9㎡を超え 25㎡までの部分	26㎡を超え 50㎡までの部分	80	1,000	90	90	50㎡を超える部分	80	1,000	90	90	100

【水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日		種別		基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)					
平成 23.4.1	一般用	10	㎡	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 3,000㎡までの部分	3,000㎡を超える部分	200	
					190	195	240	270			
		10	1,300	※上表からの読み替え (富士南部簡易水道) ◎経過措置				◎[H25年3月31日まで] 10㎡を超え25㎡までの部分 80円 25㎡を超え50㎡までの部分 90円 50㎡を超える部分 100円	◎[H27年3月31日まで] 10㎡を超える部分 100円	◎[H28年3月31日まで] 10㎡を超える部分 130円	
		10	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 300㎡までの部分	300㎡を超える部分	96		
湯屋用 [※]	福祉用	1	㎡	135	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 300㎡までの部分	300㎡を超える部分		
					190	195	240	270			
					190	195	240	270			
臨時給水用	1	㎡	515								

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものをいう。

2 佐賀東部水道企業団の協定水量と用水単価の経緯

(消費税抜き)

年 度	契約水量		計画受水量	用水料金		受水費
	責任水量制	40,600 ^{m³} /日		31円/ ^{m³} (未供給地区)	44円/ ^{m³} (供給地区)	
昭和59～62 昭和63～平成3		40,600 ^{m³} /日	—			459,389千円 652,036千円
平成4～7		42,890 ^{m³} /日	23,000 ^{m³} /日	基本料金: 62円/ ^{m³} 使用料金: 24円/ ^{m³}		1,172,081千円
平成8		39,130 ^{m³} /日	23,000 ^{m³} /日	基本料金: 72円/ ^{m³} 使用料金: 34円/ ^{m³}		1,313,766千円
平成9～10	協定水量制	34,950 ^{m³} /日	23,000 ^{m³} /日	基本料金: 80円/ ^{m³} 使用料金: 35円/ ^{m³}		1,314,365千円
平成11～13		31,350 ^{m³} /日	21,000 ^{m³} /日	基本料金: 80円/ ^{m³} 使用料金: 35円/ ^{m³}		1,183,695千円
平成14～16		30,610 ^{m³} /日	20,000 ^{m³} /日	基本料金: 82円/ ^{m³} 使用料金: 36円/ ^{m³}		1,178,957千円
平成17年4月～ 平成17年9月	変更 協定水量制	35,453 ^{m³} /日	20,000 ^{m³} /日	基本料金: 71円/ ^{m³} 使用料金: 33円/ ^{m³}		567,157千円
平成17年10月～ 平成20年3月	変更 協定水量制	41,505 ^{m³} /日	佐賀地区: 20,000 ^{m³} /日 諸富地区: 6,052 ^{m³} /日	基本料金: 71円/ ^{m³} 使用料金: 33円/ ^{m³}	平成18年度: 1,358,218千円 平成19年度: 1,363,542千円	
平成20年4月～ 平成23年3月	変更 協定水量制	40,751 ^{m³} /日	佐賀地区: 20,000 ^{m³} /日 諸富地区: 5,973 ^{m³} /日	基本料金: 65円/ ^{m³} 使用料金: 30円/ ^{m³}	平成20年度: 1,224,475千円 平成21年度: 1,222,204千円 平成22年度: 1,221,521千円	
平成23年4月～ 平成26年3月	変更 協定水量制	40,147 ^{m³} /日	佐賀地区: 20,000 ^{m³} /日 諸富地区: 5,960 ^{m³} /日	基本料金: 60円/ ^{m³} 使用料金: 29円/ ^{m³}	平成23年度: 1,127,322千円 平成24年度: 1,126,356千円 平成25年度: 1,125,080千円	
平成26年4月～ 平成29年3月	変更 協定水量制	39,535 ^{m³} /日	佐賀地区: 20,000 ^{m³} /日 諸富地区: 5,819 ^{m³} /日	基本料金: 55円/ ^{m³} 使用料金: 29円/ ^{m³}	平成26年度: 1,040,116千円 平成27年度: 1,042,876千円 平成28年度: 1,039,953千円	

(注) 受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、本市においても水道事業について市民の理解と関心を高めるため、イベントを実施しました。

【水道フェア2016】

期 日：平成28年6月4日（土）
 場 所：ゆめタウン佐賀1階セントラルコート（佐賀市兵庫北）
 内 容：きき水コーナー、水道・バイオマスパネル展示、アトラクションコーナー、パフォーマンスショー、水道クイズラリー

<チラシ>



(2) 施設見学

見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小学生	1,069名	193名
	その他	59名	
一 般		30名	1029名
計		1,158名	1,222名

(3) ホームページ

市民に広く情報を提供するだけでなく、市民の声を聞く場所を広げるため、ホームページを開設しています。

URL：<http://www.water.saga.saga.jp>

(4) 市報等での広報

上下水道に関するお知らせ・お願いを、市報を通じて周知を図りました。

(5) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
9回	8会場	244名

(6) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

- ・ 2016年秋号 平成28年10月 発行
- ・ 2017年春号 平成29年 3月 発行

〈2016年10月 秋号(表紙)〉

〈2017年3月 春号(表紙)〉



4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロ一図

